

長野市森林づくり・活用事業実施要領

長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に基づいて定められた長野市森林づくり・活用事業補助金交付要綱（令和3年長野市告示第154号以下「要綱」という。）により実施する長野市森林づくり・活用事業の取り扱いは、別に定めがあるもののほか、この要領によるものとする。

第1 要綱に定める薬剤地上散布事業の対象森林病虫害および事業対象区域は別表のとおりとする。

第2 補助金の算出方法

(1) 補助金額は標準経費に事業数量及び補助率を乗じて算出する。

(2) 事業数量の単位は次のとおりとする。

ア 面積はヘクタール（小数第3位以下切捨て）とする。

イ 材積は立方メートル（小数第2位以下切捨て）とする。重量で検知されたものは、1 tを1立法メートルとする。

ウ 延長はメートル（小数第1位以下切捨て）とする。

エ 薬剤散布量はリットル（小数第1位以下切捨て）とする。

第3 補助金の交付決定

規則第4条第1項に規定する通知は、様式第1号によるものとする。

第4 内容変更等の承認

要綱第9に規定する承認申請について承認するときは、様式第2号により森林所有者又は事業主体あてに通知するものとする。

第5 現地調査及び審査

要綱第10に規定する実績報告書の提出があったときは、申請者若しくはその代理人立ち合いの上、現地調査を行うものとする。

2 現地調査は調査野帳（様式第3号）により行うものとする。なお、調査の結果、施行地が要綱、要領の規定に適合せず不合格となったときは、森林所有者又は事業主体にその旨を通知し、手直しさせるものとする。この場合、手直し完了後に再度調査するものとする。

(1) 間伐

ア 面積は、図面が現地に適合しているかを照合するものとする。

イ 間伐率は、100㎡の標準地を1haにつき1箇所設定し、その標準地内の間伐率が適正であるかにより調査する。（間伐率はおおむね30%以上とし、25%以上は適正と認める。）

ウ 間伐率の算出は、小数点以下を切り捨てて整数止めとする。

(2) 搬出

木材市場又は木材を取り扱う事業者から証明された検知野帳等により調査する。

(3) 植林

ア 面積は、図面が現地に適合しているかを照合するものとする。

イ 100m²の標準地を1haにつき1箇所設定し、その標準地内の植栽本数が適正であるかにより調査する。

ウ 苗木の植え付けが適切に行われているか確認するものとする。

(4) 地拵え

ア 面積は、図面が現地に適合しているかを照合するものとする。

イ 地拵えの状況が、その後の植栽作業の実行に支障なく成林可能な程度に実施されているかを確認するものとする。

(5) 下刈り

ア 面積は、図面が現地に適合しているかを照合するものとする。

イ 下刈りの状況が、施工地において雑草木の刈払が苗木の生育を促進するための適切な作業であるかを確認するものとする。

(6) 除伐

ア 面積は、図面が現地に適合しているかを照合するものとする。

イ 保育対象木の生育を妨げる樹木が適切に除伐されているかを確認するものとする。

(7) 枝打ち

ア 面積は、図面が現地に適合しているかを照合するものとする。

イ 枝打幅2m以上実施していること、枝が根元から落としてあることを確認するものとする。

(8) 危険木処理

ア 危険木が適切に処理されているかを確認するものとする。また調査は危険木処理した本数が10本以内の場合は半数とし、10本以上の場合は10本に1本について行い伐採後の伐根と胸高直径、玉数を確認するものとする。

イ 面的な伐採を行った場合、図面が現地に適合しているかを照合するものとする。

ウ 搬出事業と一体的に実施した場合、伐採後の伐根の数量と伐根の直径の計測により確認するものとする。

(9) 調査計画

ア 施業境界が杭等により明示されており、図面と整合することを確認するものとする。

イ 森林の現況が適切に調査・記録してあり、森林管理経営協定書の経営方針及び管理計画が、森林の現況及び市町村森林整備計画に適合しているかを確認するものとする。

(10) 薬剤地上散布

ア 位置図が現地に適合しているかを照合するものとする。

イ 薬剤散布本数は現地確認するものとする。

(11) 作業道開設

ア 始点から終点までの状況を踏査により確認する。

イ 申請延長の概ね300mに1カ所の点間距離及び幅員について実測する

ウ 地山勾配は始点、中間点、変換点、終点で実測する。

3 審査者は審査した事項について審査調書（様式第4号）を作成するものとする。

第6 補助金の額の確定

市長は、第5に規定する現地調査及び審査の結果に基づき、補助金の額を確定（様式第5号）するものとする。

第7 事業実施台帳等の作成

この要綱に基づく補助金の交付を受けたものについては、施行地台帳（様式第6号）及び位置図を作成し、整備するものとする。

2 施行地台帳は年度別に整理保存し、位置図は5年分を同一の森林計画図に加筆して整理し、10年間保存するものとする。

別表

対象森林病害虫	事業対象区域
松くい虫	森林病害虫等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）の規定により長野県が指定する高度公益機能森林および被害拡大防止森林、長野市が指定する地区保全森林及び地区被害拡大防止森林、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、文化財保護条例（昭和 50 年長野県条例第 44 号）及び長野市文化財保護条例（昭和 51 年長野市条例第 74 号）の規定により指定された文化財の存する一定の区域。
カツラマルカイガラムシ カラマツヤツバキクイムシ	現に被害が発生している森林および被害が発生している森林に隣接する森林。

様式第1号（第3関係）

長野市指令 森農第 号

様

年 月 日付で申請のあった 年度長野市森林づくり・活用事業の補助金 円を次の条件を付して交付します。

年 月 日

長野市長

- 1 補助金交付の対象とする事業及びその内容は、年 月 日付で申請のあった長野市森林づくり・活用事業とし、その内容は申請書のとおりとする。
- 2 補助金等交付規則（昭和61年3月27日付長野市規則第4号。）、長野市森林づくり・活用事業補助金交付要綱（令和3年長野市告示第154号。）、長野市森林づくり・活用事業実施要領及びその他関係通知に従わなければならない。
- 3 補助金交付の条件は、前記第2に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 森林所有者又は事業主体は、次に掲げる条件を遵守すること。
 - ア 間伐施行地を補助金交付の翌年度から起算して10年以内に森林以外の用途へ転用しようとするときは、速やかに市長に届け出ること。この場合にあっては、当該補助に係る補助金額の全部又は一部を市に返還させることがある。ただし、公用、公共用及び天災地変その他、やむを得ない事由による場合は、補助金相当額の返還の減免につき市長に協議することができるものとする。
 - イ 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間備え、及び整理保管しておくこと。
 - (2) この条件に違反した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

様式第2号（第4関係）

長野市指令 森農第 号
年 月 日

様

年 月 日付けで申請のあった 年度長野市森林づくり・活用事業変更承認について、申請書のとおり承認し、補助金 円を交付します。

年 月 日

長野市長

- 1 補助金交付の対象とする事業及びその内容は、変更が承認された事項以外については 年 月 日付けで申請のあった長野市森林づくり・活用事業のとおりとする。
- 2 補助金等交付規則（昭和61年3月27日付長野市規則第4号。）、長野市森林づくり・活用事業補助金交付要綱（令和3年長野市告示第154号。）、長野市森林づくり・活用事業実施要領及びその他関係通知に従わなければならない。
- 3 補助金交付の条件は、前記2第2に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 森林所有者又は事業主体は、次に掲げる条件を遵守すること。
 - ア 間伐施行地を補助金交付の翌年度から起算して10年以内に森林以外の用途へ転用しようとするときは、速やかに市長に届け出ること。この場合にあっては、当該補助に係る補助金額の全部又は一部を市に返還させることがある。ただし、公用、公共用及び天災地変その他、やむを得ない事由による場合は、補助金相当額の返還の減免につき市長に協議することができるものとする。
 - イ 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠処理を事業終了の翌年度から起算して5年間備え、及び整理保管しておくこと。
 - (2) この条件に違反した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

様式第4号（第5関係）

長野市森林づくり・活用事業審査調書

年 月 日

審査者職氏名 印

補助金交付規則第10条に規定する審査の結果は下記のとおりです。

記

事業名	年度 長野市森林づくり・活用事業				
申請者	住所				
	氏名				
着手年月日	年 月 日				
完了年月日	年 月 日				
審査年月日	年 月 日				
施行地					
事業内容	事業区分	事業量	事業費	補助金額	備考
審査所見					

様式第3号（第5関係）

調査野帳（ ）

1 申請

申請者	住所	
	氏名	
施工地	（ 林班 小班 ）	
森林所有者		
事業実施期間	自 年 月 日	至 年 月 日

2 提出書類の確認

区分	書類	確認
共通	森林経営管理協定書	
	施工地の位置図	
	市税の納付確認に関する同意書	
	事業量の根拠となる書類	
	写真	
	実測図及び測量野帳（事業の数量が面積及び延長で算出される事業に限る）	
搬出	搬出状況のわかる写真	
	木材搬出量を証明する書類	
植林	購入した苗木の領収書の写し	
調査計画	施業界測量野帳及び森林調査報告書	
薬剤地上散布	購入した薬剤の領収書の写し	

3 施工地確認

項目	審査内容	適	おおむね 適	否
面積	図面が現地に適合しているか。			
事業量				
実施状況				
備考				
調査所見				
調査年月日	年 月 日	調査者 氏名	⑩	

様式第5号（第6関係）

長野市指令 森農第 号

様

年 月 日付け長野市指令 森第 号で交付決定した
年度長野市森林づくり・活用事業補助金の額を金 円と確定し
ます。

年 月 日

長野市長

